

## 定例監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定例監査の結果（令和8年3月10日付公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月25日

寒河江市監査委員 大 沼 勇  
寒河江市監査委員 佐 藤 耕 治

寒河江市監査委員 殿

寒 河 江 市 長 齋 藤 真 朗

### 監査結果に係る措置状況（通知）

令和8年3月10日付け監第198号をもって報告を受けた定例監査結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

商工推進課

指 摘 を 受 け た 事 項	措 置 状 況
<p>令和6年度寒河江市高圧・特別高圧電気料高騰対策支援金の事務において、廃業した法人の使用電力量を基に継承法人に対し支援金を交付している。要綱には、継承の場合の規定はないが、伺いに継承法人を対象とする理由の記載はなく、継承法人の使用電力量がわかる資料の添付がないまま支援対象事業者としているため、対象となるか再度確認し、対象にならない場合は返還も含めて財政課と協議し、適正な事務の執行をされたい。</p>	<p>関係課と協議した結果、交付要綱上、当該継承法人が支援対象には該当せず、交付した支援金の返還を求めて継承法人と話し合いを進めてまいります。</p> <p>今後、同様の補助事業を行う際には、事業承継等も想定した要綱の整備を検討するとともに、要綱に基づく慎重な審査に努めてまいります。</p>